大阪府条例第　　　号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （初任給調整手当）第十二条　（略）　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十五万九百円　二　（略）２・３　（略） | （初任給調整手当）第十二条　（略）　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十四万九千八百円　二　（略）２・３　（略） |
|  |  |

　　別表第一から別表第五までを次のように改める。

第二条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特定の職員についての適用除外）第二十五条の二　（略）２　（略）３　第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。４　第十四条の二の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 | （特定の職員についての適用除外）第二十五条の二　（略）２　（略）３　第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで、第十四条の二及び第十七条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。 |
|  |  |

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第三条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （勤勉手当）第五条　（略）２　（略）　一　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十五を乗じて得た額の総額　二　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額３―６　（略） | （勤勉手当）第五条　（略）２　（略）　一　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額　二　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額３―６　（略） |
|  |  |

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給与条例等の適用除外等）第六条　（略）２　（略）３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 | （給与条例等の適用除外等）第六条　（略）２　（略）３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 |
|  |  |

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第八条　（略）２　（略）３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。４　（略） | 第八条　（略）２　（略）３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。４　（略） |
|  |  |

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第六条　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （教員特殊業務手当）第十九条　（略）２　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　務 | 区　　分 | 手当の額 |
| （略） | （略） | （略） |
| 前項第二号及び第三号に掲げる業務 | その日において、従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。 | 五、一〇〇円 |
| 前項第四号に掲げる業務 |  |  |
| 一　週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。二　（略） | 三、六〇〇円 |
| 三　週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。四　四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。 | 一、八〇〇円 |
| （略） | （略） | （略） |

 | （教員特殊業務手当）第十九条　（略）２　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　務 | 区　　分 | 手当の額 |
| （略） | （略） | （略） |
| 前項第二号及び第三号に掲げる業務 | その日において、従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。 | 四、二五〇円 |
| 前項第四号に掲げる業務 | 一　週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き六時間以上であるとき。 | 三、七〇〇円 |
| 二　週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。三　（略） | 三、〇〇〇円 |
|  |  |
| （略） | （略） | （略） |

 |
|  |  |

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第一条改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（内払）

３　第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて平成二十九年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。